

## 太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備や蓄電池等（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及促進を図るため、次のとおり太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県全域における太陽光発電設備等の普及促進を図ることを目的とする。

## （役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援
- (2) 乙 「太陽光発電設備等共同購入事業」支援事業者募集要領及び「太陽光発電設備等共同購入事業」仕様書（以下「要領及び仕様書」という。）に定める事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

## （募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施にあたり、要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

## （経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

## （リスク等対応）

第5条 乙は、第2条第1項第2号に定める事項の実施に伴うリスクの極小化を図り、またはそのリスクの未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

- 2 本事業の実施に伴う乙と施工事業者又は、乙と購入希望者とのトラブルにおいては、乙が適切に対処し解決しなければならない。
- 3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者とのトラブルにおいて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

## （損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## （協定の解除）

第7条 甲及び乙は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 相手方当事者がこの協定に違反したとき

(2) 相手方当事者が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき

(3) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（協定の変更）

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定期間）

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和5年7月31日までとする。（この日より前に事業が完了した場合は、事業完了日までとする）

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 (住所)

(社名)

(職・氏名)